

## 仕 様 書

1 貸付物件番号 1

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積
岩手県立久慈病院	久慈市旭町 10-1	建物	1階 エレベーター ホール前 (別紙配置図参照)	0.12 m <sup>2</sup> (本体：幅 0.40m ×奥行 0.30m×1台)

## 2 自動販売機の設置台数 1台

## 3 貸付期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 33 年 3 月 31 日まで同様とする。

## 4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

## 5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、電源が不要なものであること。
- (2) 100 円硬貨が使用できる自動販売機とすること。

## 6 販売品目

- (1) 販売品目はマスク（ディスプレイザブル）とする。
- (2) 商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。
- (3) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

## 7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (1) マスク 2 枚あたり 100 円以内とすること。

## 8 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。

## 9 契約の解除

- (1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。
- (2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

## 10 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

## 11 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 12 商品等の盗難及び破損

- (1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。
- (2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

## 13 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

## 14 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒028-8040 岩手県久慈市旭町第 10 地割 1 番
- (2) 所属 岩手県立久慈病院 総務課管財係
- (3) 電話 0194-53-6131

## 15 参考事項

- (1) 年間患者数の見込（延人数）

外来患者	入院患者	備考
176, 569	72, 266	病床数：289 床